

公益財団法人
神戸やまぶき財団

奨学生募集要項

第8回／2022年度

当財団は、心身に障害や難病をかかえている児童、
または児童養護施設や里親家庭で
生活している児童たちが、
社会での自立を目指して大学等へ進学し、
勉学や専門知識・技術の修得を支援するため、
奨学金の支給を行います。



募集期間と選考

- 1 奨学生の募集期間（申込書類の提出期間）は、
2021年9月1日（水）から同年10月8日（金）まで。
●10月8日（金）の消印有効
- 2 書類審査および面接を実施します。
但し、申込者の一部については書類審査のみの場合があります。
- 3 第8回（2022年度）奨学生の採用人数は、約60名を予定しています。

奨学生の種類と申込資格

高校時予約奨学生

1 兵庫県内に実家(※1)があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の最終学年に在学し、もしくは既に卒業・修了し、国内の大学等(※2)または職業能力開発校等(※3)へ進学を希望する方。

かつ、これらの学校に入学する時点で満20歳未満の方(※4)。

※1. 要保護児童は入所施設または里親の家とします。

※2. 大学等とは、大学・短期大学・高等専門学校(4・5年、専攻科)・専修学校(専門課程)・特別支援学校(専攻科)をいいます。但し、通信教育課程は除きます。

※3. 職業能力開発促進法に基づく公共の学校・施設を対象とします。

※4. 傷病や家庭環境等、特段の事情により就学年齢が満20歳以上の場合はご相談ください。

※5. 申込者名が本名(戸籍)と異なる場合や、通称名を使用する場合は申し出てください。

2 障害者、難病患者および要保護児童に該当する方。

1) 原則として、次のいずれかの手帳等を保有している方で、障害等により生活や修学等の援助の必要性を認められる方。

- ・ 障害者手帳 1～4級
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1～3級
- ・ 療育手帳 A～B2
- ・ 特定医療費受給者証(お持ちでない方は医療機関の発行する証明書)

2) 要保護児童は、児童福祉法第6条の3第8項に該当する児童であり、児童養護施設等入所および里親家庭への委託の方をいいます。母子生活支援施設入所の方も対象とします。いずれも申込締切り時点でその該当期間が6ヵ月以上経過していることが必要です。

3 経済的な理由により就学が困難であると認められる方。

(注) 経済的な理由として、収入・所得の上限額は、3人家族で世帯年間収入800万円(所得620万円)、4人家族で900万円(所得700万円)、5人家族で1,060万円(所得830万円)を目途とします。

4 在学・在籍する高等学校等の学校長、施設長または里親の推薦を受けた方。

(注) 本人が、保護者と同居の場合は学校長の推薦のみ、要保護児童に該当する場合は学校長および施設長・里親の両方の推薦が必要です。

上記 **1** から **4** の条件のすべてに該当する方は、「高校時予約奨学生」(希望する大学等または職業能力開発校等に進学・入学の後、当財団から奨学金の支給を受ける方)の申込みができます。

大学等在籍者奨学生

1 兵庫県内に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程を卒業・修了の後、現在、国内の大学等に在籍し、2021年度1～3年生である方。但し、次学年に進級時点で2年生は満21歳未満、3年生は満22歳未満、4年生は満23歳未満である方。

※高校時予約奨学生 **1** の※1・※2・※5をご参照ください。

※6年制大学の場合、同年度4・5年生も対象とし、年齢基準も同様とします。

※傷病や家庭環境等、特段の事情により上記年齢基準を超える場合はご相談ください。

※神戸やまがき財団の奨学生もしくは過去に不採用となった方は、再度の申込みはできません。

2・3 前述の「高校時予約奨学生」**2** **3** と同じ。

(注) 要保護児童に該当する方には、児童養護施設等を退所した方(高校等の最終学年次の9月末時点措置適用)を含みます。

4 在学・在籍する大学等の学部長またはこれに代わる方、施設長または里親の推薦を受けた方。

(注) 本人が保護者と同居の場合は学部長等の推薦のみ、要保護児童に該当する方は学部長等および施設長・里親の両方の推薦が必要です。

上記 **1** から **4** の条件のすべてに該当する方は、「大学等在籍者奨学生」(大学等の次学年に進級の後、当財団から奨学金の支給を受ける方)の申込みができます。

高等教育修学支援新制度の申請について

2020年4月から施行された高等教育修学支援新制度について、同制度の適用対象となる方（要保護児童および所定の世帯所得の方）は、同制度に申請いただくことを当財団奨学生採用の条件とします。

●財団奨学金申込時点で新制度に申し込まれていない方については、進学先入学後に申請していただきます。

高等教育修学支援新制度：入学金・授業料の減免および給付型の奨学金が支給されます。

詳細は日本学生支援機構（JASSO）もしくは学校にお問い合わせください。

奨学生の区分と奨学金の内容（種類・金額・支給期間）

奨学生の区分と支給する奨学金の種類

（○：支給する、×：支給しない）

奨学生の種類	奨学生の区分（支給コース）	支給奨学金の種類		
		入学一時金	学資奨学金	生活援助金
高校時予約奨学生	高校時予約奨学生 A コース	○	○	○
	高校時予約奨学生 B - I コース	×	○	×
	高校時予約奨学生 B - II コース	○	×	×
	高校時予約奨学生 C コース	○	×	×
大学等在籍者奨学生	大学等在籍者奨学生 DA コース	×	○	○
	大学等在籍者奨学生 DB コース	×	○	×

（注1）奨学生の区分は、総合的な修学支援の必要性評価により決定しますので、申込者が選ぶことはできません。

（注2）進学希望校が職業能力開発校で授業料等の負担がない場合は、Cコースの適用となります。

（注3）奨学金の種類は上記以外に、特別目的奨学金（運転免許取得費）や卒業一時金があります。（全コース対象）

奨学金の内容・支給金額および支給期間

1 入学一時金（入学金・入学支援金）

- 1) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースに対して、大学等に合格し、入学したことを確認後、下表に基づき入学金および入学支援金（入学支度費用援助）を入学一時金として支給します。但し、入学金が免除された場合は、入学支援金のみの支給となります。

通学区分	入学一時金	
	入学金（実額）	入学支援金
自宅から通学	35万円 （上限額）	10万円
自宅外から通学		10～50万円（注）

（注）引越代・賃貸住居契約費用等の実額について、奨学生採用決定後に提出書類に基づき審査・決定します。

- 2) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生B-IIコースに対して、大学等に合格し、入学したことを確認後、下表に基づき入学一時金を支給します。

学校区分	入学一時金	入学金免除の場合
大学	60万円	30万円
短期大学	40万円	20万円
専修学校（専門課程）		

- 3) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Cコースに対して、職業能力開発校等に入学したことを確認後、下表に基づき入学一時金を支給します。

学校区分	履修期間	入学一時金
職業能力開発校等	2年以上	30万円
	1年以上～2年未満	20万円
	6ヵ月以上～1年未満	10万円

2 学資奨学金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコース、B-Iコースおよび大学等在籍者奨学生DAコース、DBコースに対して、授業料・指定納付金等の実額を学資奨学金として支給します。但し、上限額を年間120万円とします。

3 生活援助金

「奨学生の区分」で高校時予約奨学生Aコースおよび大学等在籍者奨学生DAコースに対して、下表に基づき生活援助金を支給します。

(学校・通学区分別の上限額、支給期間)

学校区分	支給金額		支給期間	
	自宅通学生 (月額)	自宅外通学生 (月額)	高校時予約 奨学生Aコース	大学等在籍者 奨学生DAコース
大学	6万円 (上限額)	14万円 (上限額)	4～6年間	3～5年間
短期大学			2～3年間	1～2年間
高等専門学校(4・5年、専攻科)			各2年間	各1年間
専修学校(専門課程)			1～4年間	1～3年間
特別支援学校(専攻科)			3年間	1～2年間

(注1)支給金額および支給期間については、奨学生採用決定後に提出書類に基づき、審査・決定します。

(注2)重度障害者(障害等級1・2級)は、上記に加え通学援助費等を申込みにより別途支給する場合があります。

4 支給期間

上記 2 3 の奨学金の支給期間は以下のとおりです。

- 1) 「奨学生の区分」で高校時予約奨学生A・B-Iコースは、進学・入学した大学等の標準履修期間。
- 2) 「奨学生の区分」で大学等在籍者奨学生DA・DBコースは、進級した学年次から残りの大学等の標準履修期間。

5 その他

- 1) 本奨学金は原則、返済は不要です。
- 2) 他団体から給付型奨学金を受給する場合、本奨学金の支給金額を調整して決定します。
また、高校時予約奨学生Aコース・大学等在籍者奨学生DAコースの方が貸与型奨学金を併せて受給する場合は、その貸与型奨学金の上限額を月5万円とすることを原則とします。

高校時予約奨学生の申込み

- 1 申込資格を有し高校時予約奨学生を希望する生徒は、必要書類を作成し、在籍する高等学校等の学校長、施設長または里親から推薦を受けたうえで当財団に提出してください。
- 2 申込者の在籍する学校長、施設長または里親には、該当の奨学金給付申込書（様式2・3）の推薦書欄に記入していただきます。
 - 1) 保護者と同居している、高等学校・特別支援学校(高等部)等の生徒の場合
→学校長の所見欄に、学校長による申込者の学力および人物評価を記入していただきます。
 - 2) 施設や里親家庭に居住している、高等学校・特別支援学校(高等部)等の生徒の場合
→学校長の所見欄に、学校長による申込者の学力および人物評価を記入していただきます。
→施設長または里親の所見欄に、施設長または里親による申込者の人物評価を記入していただきます。
- 3 申込みに必要な書類は、次のとおりです。
 - 1) 奨学金給付申込書(様式1～4)
(注1)申込書は「高校時予約奨学生用」に記入してください。
(注2)様式1および4は申込者本人が記入してください。
障害等により記入が難しい場合は、パソコンによる作成、もしくは代筆でも構いません。
 - 2) 高等課程の在学証明書(または卒業・修了証明書)
 - 3) 全学年の成績証明書(成績見込証明書)もしくは調査書
(注)1・2学年(年間)と3学年(1学期)の成績と出席日数が分かるもの
 - 4) 住民票(世帯全員記載) ※コピー不可
(注)要保護児童は不要
 - 5) 障害者は「障害者手帳」「療育手帳」の写し
(注)障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～B2を対象とします。
 - 6) 難病患者は「特定医療費受給者証」の写し、または医療機関の発行する証明書
 - 7) 要保護児童は「児童福祉法第6条の3第8項」に定められる「要保護児童」の証明書類等の写し
(注)措置開始日の記載があるもの
 - 8) 世帯全員の収入・所得を証明するもの(収入・所得証明書) ※源泉徴収票は不可
(注1)障害者、難病患者、母子生活支援施設入所者、親族里親・養子縁組里親世帯の方は提出してください。
(注2)年金収入がある方は、老齢年金決定(改定)通知や障害年金通知(ハガキ)等を添付してください。
(注3)生活保護世帯に該当する場合は、「生活保護受給証明書」も添付してください。

大学等在籍者奨学生の申込み

- 1 申込資格を有し大学等在籍者奨学生を希望する学生は、必要書類を作成し、在籍する大学等の学部長またはこれに代わる方から推薦を受けたうえで当財団に提出してください。
- 2 申込者の在籍する学部長、施設長または里親には、該当の奨学金給付申込書（様式2・3）の推薦書欄に記入していただきます。
 - 1) 保護者と同居している大学等の学生の場合
→学部長の所見欄に、学部長またはそれに代わる教員の方による申込者の学力および人物評価を記入していただきます。
 - 2) 施設や里親家庭に居住している大学等の学生の場合
→学部長の所見欄に、学部長またはそれに代わる教員の方による申込者の学力および人物評価を記入していただきます。
→施設長または里親の所見欄に、施設長または里親による申込者の人物評価を記入していただきます。
※進学後、施設等を退所した方も含みます。

3 申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- 1) 奨学金給付申込書(様式1～4)
(注1)申込書は「大学等在籍者奨学生用」に記入してください。
(注2)様式1および4は申込者本人が記入してください。
障害等により記入が難しい場合は、パソコンによる作成、もしくは代筆でも構いません。
- 2) 高等課程の卒業・修了証明書
- 3) 全学年の成績証明書(成績見込証明書)
(注)1年生(1学年前期)、2年生(1学年年間と2学年前期)、3年生(1・2学年年間と3学年前期)
6年制大学の場合、4・5年生も同様の基準とします。
- 4) 住民票(世帯全員記載) ※コピー不可
(注)要保護児童は不要
- 5) 障害者は「障害者手帳」「療育手帳」の写し
(注)障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A～B2を対象とします。
- 6) 難病患者は「特定医療費受給者証」の写し、または医療機関の発行する証明書
- 7) 要保護児童は「児童福祉法第6条の3第8項」に定められる「要保護児童」の証明書類等の写し
(注)措置開始日の記載があるもの
- 8) 世帯全員の収入・所得を証明するもの(収入・所得証明書) ※源泉徴収票は不可
(注1)障害者、難病患者、母子生活支援施設入所者、親族里親・養子縁組里親世帯の方は提出してください。
(注2)年金収入がある方は、老齢年金決定(改定)通知や障害年金通知(ハガキ)等を添付してください。
(注3)生活保護世帯に該当する場合は、「生活保護受給証明書」も添付してください。

奨学生の採用決定および通知

1 奨学生の正式採用は、2022年3月末までに決定します。

2 奨学生採用の選考結果は、申込者全員に通知します。

- 1) 高校時予約奨学生は、選考の結果(採用[内定]の可否)を申込者本人および推薦人に通知します。
(2022年2月上旬を予定)
採用内定者が大学等または職業能力開発校等への合格を確認後に、奨学生への正式採用決定を申込者本人および推薦人に通知します。(2022年3月末を予定)
(注)採用内定者が第1志望校と異なる大学等に進学・入学した場合は、正式採用を見送る、または奨学生の区分(支給コース)を変更することがあります。
- 2) 大学等在籍者奨学生は、選考の結果(採用[内定]の可否)を申込者本人および推薦人に通知します。
(2022年2月上旬を予定)
採用内定者が次の学年への進級確定後に、正式採用決定を申込者本人および推薦人に通知します。
(2022年3月末を予定)
- 3) 申込書類一式は採否にかかわらず返却しません。保管の必要性が終了した時点で適正に廃棄します。

奨学金の支給

1 入学一時金は、2022年4月中に申込者本人名義の金融機関口座へ振込みにより支給します。

2 学資奨学金は大学等への納付時期に合わせて、また、生活援助金は毎月、申込者本人名義の金融機関口座へ振込みにより支給します。

奨学生の義務の履行について

奨学生は奨学金受領書の提出ほか、財団が規程等で定める奨学生としての義務を誠実に履行いただくことを誓約していただきます。また、身元保証人は奨学生の義務履行について、責任をもって関与いただきます。

奨学金の支給休止または取消

奨学生が、学業成績の不良、修学・生活状況の異常、奨学生としての義務不履行が著しいなど、奨学生として不適当になった場合は、奨学金の支給を休止または取り消すことがあります。

奨学金の返還

奨学生が誓約に著しく違背する行為を行ったときは、奨学金の返還を請求することがあります。
(奨学生本人が返済できない場合には、身元保証人に請求することがあります)

学業成績表および生活状況の報告

奨学生は、学業成績表(毎学期末)および生活状況報告書(3カ月毎)を当財団宛に提出することが必要です。

個人情報保護に関する事項

当財団がこの奨学金給付申込みに関して取得する個人情報は、選考作業や奨学生の決定通知など、本申込みに関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
また奨学生として採用した場合は、以後の奨学金支給に係る業務に必要な範囲に限定して取り扱います。
個人情報は利用目的達成に必要な範囲で使用し、それ以外の目的で使用することは一切ありません。

お問い合わせ
および送付先

公益財団法人 神戸やまぶき財団 事務局

〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4-14 日栄ビル2階
T E L 078-392-3900(代表)
078-392-5000(奨学金事業専用)
F A X 078-392-3903
E-mail info@kobe-yamabuki.or.jp

※お申込は、郵送のみ受付いたします。
メールでのお申込は受付しておりませんのでご了承ください。

財団ホームページ <https://www.kobe-yamabuki.or.jp/>





公益財団法人

神戸やまぶき財団

[財団概要]

名 称 公益財団法人 神戸やまぶき財団
設 立 2012年5月21日
代 表 者 理事長 和田長平
所 在 地 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4-14 日栄ビル2階
T E L 078-392-3900 (代表)
078-392-5000 (奨学金事業専用)
F A X 078-392-3903
ホームページ <https://www.kobe-yamabuki.or.jp/>
E-mail info@kobe-yamabuki.or.jp

[主な支援事業]

■ 助成金支給事業

兵庫県内に活動拠点のある、社会福祉関連施設への助成金支給

■ 奨学金支給事業

障害者、難病患者および要保護児童の学生等に対する奨学金支給



この印刷物は、自然に優しい
Vegetable oil ink (植物油インク)
を使用しています

2021.7.1200